

第 1 回 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の 安全対策のあり方に係る検討会（議事録）（案）

- 1 日時 平成 23 年 7 月 14 日（木） 10 時 00 分から 12 時 00 分
- 2 場所 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 2 号
中央合同庁舎第 2 号館 10 階 第一会議室
- 3 検討会委員（五十音順、敬称略）
林光一（座長）、遠藤明、大竹晃行、河津成之、久保山孝治、越谷成一、地引幸雄、胎中利夫、高橋雅樹、塚目孝裕、細井敬、松浦晃弘、三石洋之、吉田克巳
※鶴田 俊（欠席）
- 4 議事内容
議事内容については以下のとおり

開催要綱に基づき、委員の互選により林委員が座長に選任された。また座長代理については、鶴田委員が座長から指名を受けたが、鶴田委員が欠席であったため、後日事務局より確認することとされた。

(1) 検討会の趣旨について

検討会の趣旨について（資料 1-3）事務局から説明が行われた。委員から特段の意見はなかった。

(2) 現行の消防法令等の技術基準について

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術基準について（資料 1-4）は事務局から、水素充てん設備等に適用される技術基準（高圧ガス保安法）について（資料 1-5）は遠藤委員から説明が行われた。

委員：水素スタンド内に漏れた水素を滞留させないような対策はあるのか。

委員：水素ディスプレイ内部に検知器を設置し、水素を検知すると警報を発生し、水素の供給を停止する構造とすることとされている。また、水素ディスプレイ内部は、外部との通気性をもたせており内部で水素漏れいしても外部へ排出されるよう、水素が内部に滞留しない構造になっている。圧縮機は、ケーシングに納められており、十分な能力を持った防爆の換気装置を設置している。換気装置が作動しなければ圧縮機自体も作動しない構造となっている。

委員：キャノピーへの水素の滞留防止対策はあるのか。

委員:一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第8号に規定されているとおり、ディスペンサー上部の屋根は、水素が滞留しない構造とすることとされている。

委員:一般高圧ガス保安規則第7条の3第3項第1号により準用する、第6条第2項第2号ハによると、車両を固定しなければならないが、燃料電池自動車に輪留めをするということか。

委員:第6条第2項第2号ハは、「車両に固定した容器に送出、受入する場合は車止め等により車両を固定すること」とされているが、この「車両に固定した容器」とは、燃料電池自動車ではなく、水素輸送トレーラーのように高圧水素容器を輸送する車両のことを指していると思われるので、後日確認することにさせて欲しい。

(3) 検討項目及び検討の留意点

検討項目及び検討の留意点（資料1-6）について事務局から説明が行われた。

委員:検討項目2の遠隔監視について、過去にも検討されているので、今後の検討会において過去の検討結果を示して欲しい。

事務局:第2回検討会では、暖機運転に限らず過去の検討内容や結果を示し、それらを踏まえた考え方を示していく予定である。今回は検討会の第1回であるため、検討項目について委員の皆様の意見を賜りたく提示したものである。

委員:検討項目2の遠隔監視については、危険物施設の保安体制に係る根幹部分にあたる重要なことと認識している。過去にNaS電池設備で認められている例があるが、遠隔監視を行いたい施設は多数あると思われる。安全性が確保できないものまで、なし崩しにならないように、この件については十分整理いただいた上で検討していただきたい。

委員:同様に、検討項目3のいわゆるセルフ給油取扱所に圧縮水素充てん設備を設置することについて、ハード面での対策も必要であるが、危険物の取扱いに際して、顧客と従業員の危険意識への理解の差が多く見受けられる。ソフト面についても十分検討していただきたい。

委員:今回の安全対策のあり方を考えるにあたり、過去の検討内容を踏まえて定量的な比較を行うとしているが、実験やシミュレーション等を行わないのか。

事務局：実験やシミュレーション等は事務局で行うのではなく、JPEC（一般財団法人石油エネルギー技術センター）で行った結果を収集し、取りまとめた上で、第2回検討会で示したいと考えている。

委員：その結果に対応した基準を作成していく必要がある。

(4) 検討スケジュールについて

検討スケジュール（案）について（資料 1-7）事務局から説明が行われた。

委員：第2回検討会は11月上旬を予定しているが、時間が空いてしまうのはなぜか。

事務局：高圧ガス保安法に関する部分で、高圧の水素充てん設備を設置する場合に必要な安全対策について、経済産業省等で検討しているところであり、経済産業省等での検討に一定の目途がたたなければこの検討会での議論も進めることが難しいため、11月上旬の開催とさせていただいているところである。

(5) その他

その他意見等なし

以上